

平生町
グループウェアシステム更新業務
仕様書

令和7年6月

平生町デジタル推進課

本仕様書は、平生町が実施するグループウェアシステム更新業務に係る委託先の選定に関し、本町が契約する事業者に要求する最低限の仕様を示すものである。

1. 件名

平生町グループウェアシステム更新業務

2. 目的等

本町で現在利用しているグループウェアシステムは、令和 8 年 3 月をもってサービスの終了を迎えるため、本町職員の運用作業軽減と効率的な事務運用が図れる新たなグループウェアシステムを導入するものである。

更新にあたっては、現行の機能を踏襲できることを第一に考え、現行のシステムからのデータを移行することや運用変更が極力抑制できる点を重視する。また、本町の業効率を向上させることができる機能があれば、積極的に採用を行う。

3. 要求事項

次の要求事項を満たすシステムとする。

(1)操作が容易であること

容易な操作で目的の機能が使用可能であると共に、画面サイズが異なるモニターであっても、常に最適化された画面で操作ができること。

(2)業務効率化につながること

職員の業務効率化が期待できる機能及びシステム構成が実装されていること。

(3)最新ブラウザへの対応を行うこと

Edge、GoogleChrome 等のブラウザで問題なく利用ができること。

(4)円滑な保守対応を行うこと。

十分な保守体制が確保され、システム稼働後のサポート及び保守対応が可能な提案を行うこと。

(5)拡張性に優れていること

将来的な本町の業務効率向上につながる提案を行うこと。

4. 業務範囲

本事業における業務範囲及び利用者数は以下のとおりとする。

(1)業務範囲

ア 計画準備及び資料収集整理

イ システム構築

ウ データ及びシステム移行

エ データ及びシステムセットアップ

オ 教育研修及び操作マニュアルの作成

カ システム運用保守

キ その他、システム構築・運用に想定される業務

(2)利用者数

・ユーザ数 約 200 ユーザ(組織ユーザを含む)

・利用端末台数 約 170 台

・組織数 町公式ホームページの「平生町機構図」参照

<https://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/1454054508257.html>

5. 導入スケジュール

システム導入全般を管理可能な者が本システム導入の責任者となり、システム導入を円滑に行うことができる体制を整備するものとする。

【システム構築期間(予定)】

令和 7 年8月 1 日～令和 8 年1月 31 日

※稼働日について、詳細は本町と協議の上決定する。

6. 納品成果物

本業務における納入成果物は下記のとおりとする。また、納品成果物は電子データとして納品すること。

・プロジェクト計画書	一式
・システム仕様書	一式
・システム操作説明書	一式
・データ移行計画書	一式
・テスト結果報告書	一式
・研修計画書	一式
・職員研修マニュアル	一式
・打合せ資料及び議事録	一式

7. 調達内容等

構築するシステムに求める基本要件は以下のとおりとする。具体的な機能仕様については、「機能要件対応表」を参考にすること。

(1)前提条件

ア WEB システムであること。

イ パッケージシステムであること。

ウ 本町のネットワークは個人番号利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の三層に分離(物理分離)をしている。グループウェアは、LGWAN 接

続系にて利用可能なこと。

エ システムの開発から構築、保守まで提案事業者が行うこと。

(2)必要機能

名称	機能概要
ポータル機能	各機能へのリンク及び新着情報等を一覧表示するページ
電子メール機能	メッセージやファイルの送受信をする機能
掲示板機能	連絡事項や通達等を電子的に掲示する機能
アンケート機能	各ユーザに向けてアンケートを配信、集計するツール
スケジュール機能	個人やグループのスケジュールを共有・確認できる機能
施設予約機能	会議室や公用車、備品等の予約をカレンダー形式で管理する機能
行事予定機能	町の行事を共有・確認できる機能
キャビネット機能	グループやプロジェクトごとに資料等を整理し格納する機能
ToDo機能	タスクを管理するツール
共通管理機能	システムの基本設定やユーザ情報を管理する機能

※各機能については、現システムで利用している機能であり、同様の機能を有することが望ましい。

8. データ移行

現行システムからデータを移行できることが望ましい。本町から提供できる移行データの項目は以下を想定している。データ移行の効率的な移行方法について提案を行うこと。

移行データ	出力データ形式
職員データ	CSV 形式
メールデータ	mbx ファイル
アドレス帳データ	CSV 形式
スケジュールデータ	CSV 形式
施設予約データ	CSV 形式
施設マスターデータ	CSV 形式
掲示板データ	CSV 形式
キャビネットデータ	CSV 形式
ファイルデータ	物理ファイル

※ファイルデータとは、スケジュール、施設予約機能、掲示板機能、キャビネット機能に登録されているファイル(ワード、エクセル、PDF 等)を指す。

9. システム稼働環境に係る要件

構築するシステムに求める稼働環境に係る要件は以下のとおりとする。

(1) 基本的事項

- ア クライアントに新たなソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。
必要な場合は、受注者が手順書を示すなどの支援をすること(クライアントの初期化、入替時の対応も含む)。なお、ソフトウェアの内容及びインストール方法等については、本町と協議の上決定すること。
- イ システムに必要なソフトウェア及びライセンスは、全て受託者が用意すること。
- ウ システムの速度性能は、日常業務運用において、業務の効率的な進行に支障がないものとする。
- エ 現行のネットワーク環境及びクライアントでの動作を保証すること。

(2) 構築方式

以下のいずれかの方式であること。

- ア オンプレミス(ハードウェア新規調達)
- イ LGWAN-ASP サービス
- ウ ローカルブレイクアウト(α モデル)の提案をする場合は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年10月版)」に適合する提案を行うこと。

(3) クライアント端末要件

クライアント PC は、本町 LGWAN 接続系ネットワークに接続された既存の端末を使用し、動作要件については、下記に示すスペック、仕様で動作可能であること。

- ・OS Windows10 Pro (64bit) (日本語)
Windows11 Pro (64bit) (日本語)
- ・ブラウザ: Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome

(4) 回線要件

リモートでの保守作業を希望する際は、必要な回線費用を含めること。ただし、VPN等の安全性が確保された回線とすること。

10. 操作マニュアルの作成・操作研修

操作マニュアル・操作研修は以下に記載の要件を満たしているものとする。

- (1) 操作マニュアルを提供すること。マニュアルについてはオンラインで確認することが出来、確認したい操作について簡易にアクセスできる配慮があること。
- (2) マニュアルは、システム管理者向けと利用者向けを作成すること。
- (3) システムの稼働前に、システム管理者に対し操作研修を実施すること。利用者向けの研修は動画で行うことも可とする。

11. 保守・運用支援

構築するシステムに求める保守・運用支援の内容は以下のとおりとする。

(1) 電話による問い合わせ

- ・問い合わせ窓口からの電話・メールによる QA 対応

(2) アプリケーション品質管理サービス

- ・アプリケーションのバージョン管理

(3) トラブル対応サービス

- ・データ不具合等調査・対応作業(調査・復旧・修正含む)
- ・アプリケーション不具合等調査・対応作業(外部要因による場合を除く)

(4) バージョンアップ(バグ対応等)

- ・アプリケーションのバージョンアップ(バグ対応等)
- ・アプリケーションのバージョンアップ(システム共通機能)

(5) 一次切り分けサービス

- ・サポート電話対応
- ・アプリ・システム不具合による一次切り分け作業

なお、プログラムに起因する障害が発生した場合は、検収後であっても受託業者の責任において速やかに修復を行うこと。

12. その他

(1) 著作権等

本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定められた権利を含む。)は、本町に帰属するものとする。

(2) 個人情報の保護・関係法令等の遵守

本業務を通じて取得した個人情報については、個人情報保護法及びその他関係法令等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。また、本業務の実施にあたって、受託者は適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な実施を図ること。

(3) 契約不適合

業務内容に不適合が認められる不具合が生じた場合は、受託者の負担と責任において、迅速に対応すること。この契約不適合については、プログラムのバグや設計段階では考慮されていたが実装されていない又は実現できていない機能を含む。また、受託者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受託者の負担で修正を行うこと。

(4) 定めのない事項又は疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議の上、決定するものとする。